



## ファミリー・サポート・センター ファミリー会員登録説明会

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員に登録希望の方は出席してください。

**時・場** ※開始時間厳守

①12月8日(土)午前10時～正午・防災センター6階 ②12月20日(休)午前10時～正午・田無総合福祉センター2階

**定** 各日20人(申込順)

※保育あり 各日10人(申込順)

**持** 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚・印鑑・80円切手1枚(会員証郵送用)

**申・問** 説明会前日の午後5時までに、電話でファミリー・サポート・センター事務局(☎042-438-4121)へ。

◆子ども家庭支援センター

(☎042-425-3303)

## 受験生チャレンジ支援貸付

中学3年生・高校3年生などを対象に、塾費用や受験料の貸し付けを無利子で行います。高校・大学などに入学した場合、返済が免除されます。

**対** 都内に1年以上住民登録していること、一定所得以下の世帯であることなど

**口** 受付窓口 社会福祉協議会・受験生チャレンジ支援窓口(予約制)(保谷東分庁舎・☎042-422-2010)

※詳しくは、東京都受験生チャレンジ支援貸付事業HPをご覧ください。

◆生活福祉課(☎042-438-4025)

## 平成25年度社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請を受け付け

社会教育団体として認定されると、市内スポーツ施設を使用する際、使用料の2分の1が減額されます。また青少年健全育成団体として認定されると、向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・北原運動場・健康広場を使用する際、使用料が免除されます。

**口** 条件

◇**社会教育団体** ①市内で社会教育活動を行っていること ②規約または会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されていること ③団体の実績が客観的に認められるものであること ④団体の構成員の60%以上が市内在住・在勤・在学であり、団体の本拠としての事務所または事務を行う一定の場所が市内にあること ⑤政治・

宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと

◇**青少年健全育成団体** ①青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として構成されていること ②指導者に対する謝礼・報酬の類いの支出がないこと ③規約または会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されていること ④団体の実績が客観的に認められるものであること ⑤団体を構成する児童・生徒の90%以上が市内在住であり、団体の本拠としての事務所または事務を行う一定の場所が市内にあること ⑥政治・宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと

**口** 提出書類 ①会則 ②24年度事業報告書(申請時までの実績でも可) ③24年度決算書(決算見込書でも可) ④25年度事業計画書 ⑤25年度予算書 ※決算書(決算見込書)には、必ず会計担当者が署名・押印(朱印)してください。

**申** 平成25年1月4日(金)～15日(火)に、所定の申請書・会員名簿と上記提出書類をスポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポーツセンター・総合体育館・きらっとへ直接持参(上記期間以降はスポーツ振興課のみで受け付け)

**口** 申請書の配布場所 スポーツ振興課・スポーツセンター・総合体育館・きらっと ※市HPからもダウンロード可。

◆スポーツ振興課(☎042-438-4081)

## くらし

### 離職者のための住宅手当 ～住宅手当緊急特別措置事業～

就労能力・意欲がある離職者で、住宅を失っている、またはその恐れがある方を対象として、原則6カ月(最長9カ月)間、賃貸住宅などの家賃として手当を支給します。併せて再就職に向けた支援を行います。

支給要件などの詳細は、下記へお問い合わせください(平日午前9時～午後4時)。

◆生活福祉課(☎042-438-4025)

(☎042-460-9835)

## 西東京市暴力団排除条例を制定

市民や市内の事業者の皆さんの安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、「西東京市暴力団排除条例」を制定しました(12月1日施行)。

この条例では、次の基本理念を定めるとともに、暴力団排除に対する市の責務などを明らかにしました。

**口** 条例の基本理念

①暴力団と交際しない

②暴力団を恐れない

③暴力団に資金を提供しない

④暴力団を利用しない

市では、安全で安心なまちづくりのために、暴力団排除活動を推進していきます。市民や事業者の皆さんが暴力団による不当な要求行為などを見た場合や知った場合は、市や警察にその情報を提供してください。

**問** 田無警察署(☎042-467-0110)

◆危機管理室(☎042-438-4010)

## 防犯活動団体の活動経費の一部を補助

**口** 申請期間 12月10日(月)～28日(金)

**対** 次の要件に全て当てはまる団体

①市に防犯活動団体の登録をしている

②5人以上で組織し、役員がいる ③団体の構成員の80%以上が市民である

④市内の防犯パトロールなどの活動を行う ⑤会則・規約などを定めている

**口** 補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分の1以内で、1団体20万円を上限とする。

※申請多数の場合、補助金額を減額調整することがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆危機管理室(☎042-438-4010)

## わが家の耐震診断をしよう

市では、地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題に対する指導・助言などの無料相談を行っています。

**時・場** 12月15日(土)・保谷庁舎2階、平成25年1月12日(土)・田無庁舎1階

※時間は午前9時30分～午後0時30分のうち1人40分程度

**対** ①市内にある一戸建て住宅、二世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建て以下の木造軸組みで在来工法による住宅 ②自ら所有し居住している ③原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅

**定** 各回8人(申込順)

**申** 電話で都市計画課へ

**口** 相談員 西東京市・住みよい町をつくる会に所属する相談員

◆都市計画課(☎042-438-4051)

## 新武蔵野市クリーンセンター(仮称) 生活環境影響調査書の縦覧

現在武蔵野市で進められている新武蔵野クリーンセンター(仮称)の建設計画に伴い生活環境調査が実施され、12月4日(火)～1月4日(金)までの間、縦覧手続きが行われます。

西東京市内でも次の場所で、生活環境影響評価書概要版をご覧ください。

**時** 12月4日(火)～1月4日(金)

**場** 東伏見コミュニティセンター、環境保全課(エコプラザ西東京内)

※詳しくは、市HPをご覧ください。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

## 保谷こもれびホール臨時休館日

12月11日(火)は、館内設備点検などにより臨時休館します。

ご理解とご協力をお願いします。

**問** 保谷こもれびホール

(☎042-421-1919)

◆文化振興課(☎042-438-4040)

## 傍 聴 審議会など

■消防委員会

**時** 12月13日(木)午後4時から

**場** 防災センター5階

**内** 西東京市消防団歳末特別警戒ほか

**定** 5人

◆危機管理室(☎042-438-4010)

■都市と農業が共生するまちづくり推進委員会

**時** 12月14日(金)午前10時～11時30分

**場** 防災センター6階

**内** 西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業について

**定** 5人

◆産業振興課(☎042-438-4044)

■地域コミュニティ検討委員会

**時** 12月17日(月)午後6時30分から

**場** 田無庁舎5階

**内** (仮称)西東京市地域コミュニティ基本方針(素案)について

**定** 5人

◆協働コミュニティ課(☎042-438-4046)

■健康づくり推進協議会

**時** 12月27日(木)午後1時15分～2時45分

**場** 防災センター6階

**内** (仮称)第2次西東京市健康づくり推進プラン素案について

**定** 5人

◆健康課(☎042-438-4037)

## 東京都青少年健全育成功労者等表彰

去る10月18日(木)に都庁で、平成24年度東京都青少年健全育成功労者等表彰式が行われました。

この表彰は、長年にわたり青少年を健全に育成するために尽力し、多くの業績を上げられた方や団体に贈られるもので、西東京市では、竹内敏子さん(田無町在住)と本町小学校区育成会が受賞しました。

竹内さんは青少年育成かしわ会の副会長として防犯活動などを、本町小学校区育成会は平成13年の発足当初から地域に根付いた活動を展開し、心豊かな子どもたちを育てる活動に貢献されています。



表彰式後の壇上にて

◆児童青少年課(☎042-460-9843)

## 東京都施行型都民住宅の入居者を募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料は必要ありません。

**口** 住宅の所在地 都内全域

**口** 募集戸数(抽せん募集) 128戸

※このほか、抽せん募集を行う住宅以外の空き家住宅も募集しています。

**口** 申込資格 都内に居住していること、自ら居住するための住宅を必要としていること、所得が定められた基準に該当することなど

※詳しくは募集案内でご確認ください。

**口** 案内配布期間 12月3日(月)～11日(火)(土・日曜日を除く)

**口** 案内配布場所 保谷庁舎1階業務案

内窓口、田無庁舎2階ロビー、柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所

※都庁・東京都住宅供給公社募集センター・同窓口センターでも配布。

※申込書などは、案内配布期間中のみ同公社HPhttp://www.to-kousya.or.jp/からダウンロード可。

**申** 12月14日(金)(必着)までに、東京都住宅供給公社募集センターへ郵送。

※抽せん募集を行う住宅以外の空き家住宅は、同公社HPで募集を行っています。

**問** 東京都住宅供給公社募集センター(☎03-3498-8894)

◆都市計画課(☎042-438-4051)